

第3期ロジスティクス環境会議 第9回包装の適正化推進委員会 議事録

I. 日 時：2009年10月23日（金） 15：00～17：05

II. 場 所：東京・港区 社団法人日本ロジスティクスシステム協会 大会議室

III. 出席者：14名

IV. 内 容：

- 1) 包装材の排出量に係る標準的算定方法について
- 2) 包装材の投入量に係る標準的算定方法について

V. 開 会

事務局より開会が宣された後、増井委員長の司会のもと、以下のとおり議事が進められた。

VI. 報 告

1) これまでの経過と本日の検討事項について

事務局より、資料1に基づき、これまでの経過と本日の検討事項について説明がなされた。

2) 包装材のフロー図について

事務局より、資料2-1、2-2に基づき、包装材のフロー図の修正点について説明がなされた。

VII. 議 事

1) 包装材の排出量に係る標準的算定方法について

事務局より、資料3-1、3-2に基づき、前回委員会の検討内容の確認がなされた。続いて、資料3-3に基づき、排出事業者における産業廃棄物に係る報告義務について説明がなされた後、資料3-4に基づき、算出範囲に係る検討事項について説明がなされ、以下のような意見交換がなされた。

【主な意見】

(資料3-3について)

副委員長：紙くずは、製紙工場等の紙を業とする会社以外では、事業系一般廃棄物の区分となる。しかしながら、自治体によっては、みなし産廃として処理するよう指示するところもある。また、木製パレットについては、昨年より産業廃棄物に区分が変更された。一方、木箱等はパレットではないことから、事業系一般廃棄物のままであるが、ばらしてしまえば木製パレットも木箱も同じモノであり、一般的には産業廃棄物として処理している。したがって、法律上の区分と実態に齟齬がある。

委 員：有価物量の報告を求める自治体がどの程度あるのか教えていただきたい。

事務局：47都道府県及び保健所設置市すべてを調べたわけではないが、調べた範囲では、有価物量の報告まで求めている自治体の数は少ないと思われる。

副委員長：当社では、本社において全国の産業廃棄物に係るデータの一元管理に加えて、自治体への報告もまとめて行っている。しかしながら、事務局から説明があったとおり、一部自治体で報告フォーマットが異なっており、別途手書きで作成している。

(有価物の扱いについて)

委員長：有価売却をどのように計上するかが論点だと考える。また、有価売却したものは、次の工程の材料として利用されることがある一方で、経済状況によっては廃棄物に変わってしまうことに留意する必要がある。

委員：有価売却については、有価物を購入した企業側の責任にして、排出事業者側でCO₂算出を行わないという考え方もあるのではないかと。

委員長：排出事業者側では、売却後のフローを把握することは現実的には不可能だと考える。したがって、排出事業者側では、CO₂を算出しないこととし、そうすることによって、できるだけ有価売却するように促すことは一案だと考える。

委員：廃棄物となれば計上、有価物となれば非計上といったように経済状況で計上の有無が変わることがよいかどうか議論が必要ではないかと。

委員長：売却できなければ、廃棄物となり、最終的に焼却や埋立が必要となる。したがって、環境負荷という面からも、この考え方は意味があると考えます。

委員：資料3-1の図表1では、有価売却から廃棄への点線のフローがあるが、このフローに対する考え方を整理する必要があるのではないかと。

事務局：このフローは、「有価で買った物を捨てる」ということではなく、「リサイクル等の処理の中で一部が不要物として発生する」という意味である。あるいは、包装材料ではないが、例えば携帯電話からレアメタルだけ取り除き、残ったものを廃棄するといったことも想定している。

委員長：図表はモジュールを示している。したがって、購入した側が排出する際には、あらためてPHASE Iから考えることとなる。

委員：当社でも排出量の重量を把握しているが、その中には有価売却した量は含めていない。

事務局：有価物を資源として何らかのものを製造することは、たとえば、ボーキサイトからアルミニウムを生産することと同じ意味合いと考えられる。したがって、排出事業者は売却以降のフローを追わずに、有価物を購入した企業の責任とすることは一案である。

委員：有価で購入すれば、それなりの使い方をすると考えられる。また、売却以降のフローを追いかけても、かかる工数と比べて効果は少ないと考える。

委員長：有価売却したものは、それ以降のフローは追わないという形で割り切ってよいと考える。したがって、資料3-4の図表2にある有価売却からリサイクルへの点線は削除したい。

(廃棄物について)

委員長：廃棄物についても、材質別の重量がわからなければ、CO₂に換算できないと考える。

委員：分別しないとそのまますべて廃棄されるが、分別することによって、廃棄物として処理費用は発生するものの、実際にはリサイクルしているものがある。それらの努力が評価されることが必要だと考える。

委員：排出事業者側でも、焼却、埋立、あるいはリサイクルといった処理方法も踏まえて、委託する業者を選定していると考えます。したがって、資料3-4の図表2の廃棄以降のフローも把握できると考える。

副委員長：同じモノであっても、処理方法、処理業者によってCO₂排出量は当然異なると考えるが、中間処理業者によっては、自社の処理に係るCO₂排出係数を算出し、提示してくるところもある。このような業者が増えると、排出事業者側での算出が可能になると考える。

委員長：図表3-4の廃棄からリサイクル、廃棄（焼却、埋立）のフローは残すこととし、それぞれのケースでCO₂排出係数を整理することが必要ではないかと。

事務局：一言でリサイクルといってもいろいろなケースが考えられるので、どこまで整理できるかといった問題はあります。

副委員長：現状では、自社の処理に係るCO₂排出係数を算出している処理業者は少ないと考えられることから、デフォルトの値が必要になると考える。

委員長：デフォルト値を整理するとともに、CO₂排出係数を下げるためには、処理業者の係数を把握しなければならぬという仕掛けを作ることが重要だと考える。

(その他について)

委員：包装設計する立場として考えると、「適正化」とは排出のときに売却できるようにすることであり、そのためには分別、リユースしやすい設計をするという理解でよいか。

委員長：たいへん重要な指摘だと考える。

【決定事項】

- ・資料3-4の図表2にある有価売却からリサイクルに至る点線を削除し、排出事業者側では、有価売却以降のフローは把握しなくてもよいこととする。
- ・資料3-4の図表2の廃棄からのフローは事務局案どおり、廃棄（焼却、埋立）、リサイクルとする。
- ・廃棄後のCO₂排出係数に関する考え方等については、本日の意見を踏まえ、事務局で整理する。

3) 包装材の投入量の標準的算定方法について

事務局より、資料4-1に基づき、これまでの検討内容の確認がなされた後、資料4-2、4-3に基づき、算出単位と活用用途等について説明がなされた後、以下のような意見交換がなされ、次回委員会で引き続き検討することとなった。

【主な意見】

(素材別重量ベースについて)

事務局：これまで、金額ベース、数量ベースを標準レベル、重量ベース、素材別重量ベースを目標レベルとしていたが、資料4-1の図表3-2ではこれらの記載を行っていない。

委員：素材別重量ベースが望ましいと思うが、例えば、ストレッチフィルムはポリエチレンのフィルムと紙管といったように複数素材で構成されている。その他の包装材でも複数素材を用いているものも多いと考える。したがって、包装材メーカーから素材別の重量データを提供してもらえるかが重要だと考える。

委員：容易ではないと思うが、素材別重量を把握する方向に進めるべきだと考える。逆にこういった考え方を示すことで、包装材メーカーにデータ提供していただく方向に誘導すべきではないか。

委員長：カーボンフットプリントでは「5%カットルール」といって、各段階において5%に満たないものは算定しなくてもよいこととなっている。もちろんすべてを把握することを基本としつつも、困難な場合は主要な素材の重量のみ捉えるという考え方もあるのではないかな。

副委員長：廃棄物処理の現場では、マニフェストに「廃プラスチック3トン」と記載しても、「複数の廃棄物が混合しているが、主なものは廃プラスチックである」といった例があるのが実態だと考えるものが実態だと考える。

副委員長：当社で引っ越しを扱っている某事業所では、2~3名で、包装材に付着した引っ越し用のテープを切り取る等の分別作業をしている例もあるが、一般的には、素材が混合しているケースは出てくるため、そのためのデフォルト値の係数は必要になると考える。

委員長：複数素材が混合している場合は、例えば各素材の中で最も大きいものの値をデフォルト値として用い、素材別に分別することを動機づけるような仕掛けは一案だと考える。

(重量ベースについて)

委員長：例えば、木材1トン、プラスチック1トンだったときに、それらを合算した“2トン”という数値には意味はない。

委員長：重量ベースからはCO₂への換算はできない。したがって、資料4-3の図表1の重量ベースを削除するか、それともCO₂への矢印を記載して×とするか、検討いただきたい。

(資料4-2について)

委員長：資料4-2の2. 把握容易性で、素材別重量ベースを“×”とすると、「素材別重量は把握できない」という意味にとられてしまうので、記載方法を検討いただきたい。

委員：事務局案では、素材別重量以外は捉えても意味がないとなっているが、原単位があれば数量ベース等であっても適正化を評価できるのではないかと考える。

委員長：事務局案はCO₂への換算を意識した評価となっているが、ご指摘いただいた通り、包装材としての指標という意味では数量ベース等も有用だと考える。

4) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料5に基づき今後のスケジュールについて説明がなされ、次回委員会を下記のとおり開催することとなった。なお、詳細については、事務局よりメールにて連絡することとなった。

<第10回包装の適正化推進委員会>

日 時：2009年11月27日（金）（時間は調整中）

会 場：選定中

VIII. 閉 会

以上をもって全ての議事を終了し、増井委員長は閉会を宣した。

以 上